

流山市生物多様性モニタリング調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「生物多様性ながれやま戦略」に基づいて行う本市による流山市生物多様性モニタリング調査（以下「モニタリング調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(調査員の設置)

第2条 モニタリング調査の推進を図るため、流山市生物多様性モニタリング調査員（以下「調査員」という。）を設置する。

(調査)

第3条 調査員は、別に市が定める流山市生物多様性モニタリング調査マニュアル（以下「調査マニュアル」という。）に基づき、必要なモニタリング調査を行い、その結果について市に報告する。

(講習会の受講)

第4条 調査員は、モニタリング調査の実施に必要な知識・情報を得るため事前に市が実施するモニタリング調査講習会の受講に努めなければならない。

(調査員の登録)

第5条 市は、第3条に規定するモニタリング調査を行うため、必要な場合に植物や鳥などに興味・関心を持つ者を本人の申出により調査員として調査員名簿に登録する。ただし、18歳未満の者の登録は、親権者の同意書の提出及び市とモニタリング調査員の協議を経て決定する。

2 登録者の登録の抹消は、本人の申出等により行うものとする。

3 調査員は流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれでもないこととする。

(定数)

第6条 調査員の人数は、概ね50人程度とする。

(遵守事項)

第7条 調査員は、このモニタリング調査の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(報告)

第8条 調査員の代表者は、調査終了後、調査マニュアルに基づき調査記録及び入力シートを市に提出するものとする。

2 調査員は、市が必要と認めたときには、随時、調査内容について報告するものとする。

(必要経費)

第9条 調査員には、予算の範囲内で交通費等の必要経費を支給する。

2 必要経費は、前条第1項の調査報告書の提出後、別記に定めるモニタリング調査の種類及び日数等に応じ支給する。

3 必要経費は、適正に各調査員の指定口座への振込みにより支給する。

(調査員証)

第10条 調査員は、常に調査員証(第1号様式)を携帯し、モニタリング調査を行う。

(委任)

第11条 この要領に定めるほか、モニタリング調査の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別記（1号様式）

<p>流山市 生物多様性モニタリング調査</p> <h1>調査員</h1> <p>氏名 _____</p>	<p>流山市 生物多様性モニタリング調査</p> <div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; font-size: 2em; font-weight: bold;">調査中</div>
---	--

（別記）

必要経費算出方法について

1 実地調査に係る必要経費について

調査員の経費算出の根拠として、実地調査は1回の調査につき半日程度（4時間まで）を基本とし、調査時間に700円を乗じた額とする。

※調査時間の確認は、調査リーダーからの報告を基に算出する。

※各調査員に振込口座記入様式を提出してもらい、指定口座への振込みにより支給する。

※報償費は税額が控除される。

※報告書の提出は年2回（9月末、3月末）であり、提出後、請求の手続きを行う。

2 集計業務に係る必要経費について

集計員の経費算出の根拠として、集計業務は1回の調査につき半日程度（4時間まで）を基本とし、集計時間に700円を乗じた額とする。

※集計時間の確認は、調査リーダーからの報告を基に算出する。

※各集計員に振込口座記入様式を提出してもらい、指定口座への振込みにより支給する。

※報償費は税額が控除される。

※報告書の提出は年2回（9月末、3月末）であり、提出後、請求の手続きを行う。